

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け
【コネ】の形成・継続に向けたアメリカにおけるイベント開催等プロモーション業務
業務委託仕様書

(1) 委託業務名

令和8年度伊勢志摩及び周辺地域における高付加価値旅行者向け【コネ】の形成・継続に向けたアメリカにおけるイベント開催等プロモーション業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の目的

観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地事業」において、令和5年3月28日に伊勢志摩及び周辺地域（以下「伊勢志摩地域」という。）がモデル観光地に選定され、令和5年度において、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「発注者」という。）が中心となり、伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客に向けた取組の方向性等について盛り込んだマスタープランを策定した。

令和7年度には、アメリカの地域コミュニティと連携して高付加価値旅行者を対象の中心としたイベントを開催し、伊勢志摩地域の認知及び関心を高めることにより旅行の意向を獲得した。合わせてアメリカ現地のトラベルアドバイザーへのヒアリング等を通じて高付加価値旅行者向けの旅行会社（以下、「旅行会社」という。）とのリレーションを構築しただけでなく、高付加価値旅行者の旅行先の意思決定において影響力を有する要因や高付加価値旅行の商流やトレンド把握等の調査を進めてきた。

本業務では、アメリカ市場での高付加価値旅行者の伊勢志摩地域への旅行機運の醸成を目的に、伊勢志摩地域の産品等を活用したプロモーション等を実施する。併せて、昨年度事業で構築したコネクションを活用して、伊勢志摩地域の認知拡大と送客獲得を目的にアメリカ現地のトラベルアドバイザーを対象とした勉強会を開催し、具体的な送客サイクルの創出を目指す。

また、昨年度のアメリカにおける高付加価値旅行者へのヒアリングやイベントのアンケート結果において、伊勢志摩地域への関心は高く具体的な誘客に向けたセールスやプロモートが求められている。そのため、プロモーションの実施だけでなく滞在コンテンツの拡充及び継続的に伊勢志摩地域の情報と接触できる環境の整備等、効果的なセールスルートの整備や関係構築等の具体的な誘客に向けた複層的な支援を実施する。

(3) 履行期間

契約日から令和9年2月19日まで

(4) 委託上限金額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、三重県及び日本政府観光局（JNTO）が実施する同種の事業の動向を踏まえつつ、いずれの事業とも分担や相乗効果を見据えるよう留意すること。

① アメリカ現地でのプロモーションの実施

- ・ アメリカ現地における地域コミュニティや日本関連施設等を活用して、高付加価値旅行者を中心に伊勢志摩地域の魅力を訴求するプロモーションを実施すること。
- ・ 伊勢志摩地域の関心を獲得するために伊勢志摩地域の文化や産業等をテーマにし

- た展示・物販及びワークショップ等を企画・実施すること。
 - ・ 実施時期は10月下旬から11月下旬頃とし、展示等を現場オペレーションの簡素な手法は1週間以上実施すること。
 - ・ 伊勢志摩地域の魅力を訴求するために適切な人物のキャスティングや、地域のストーリーをビジュアルで展示する等、意識変容の効果を高めること。
 - ・ イベントの開催後は、参加者からのフィードバック等をレポートにまとめること。
- ② 旅行会社等とのコネクション形成に向けたイベントの開催等
- ・ アメリカ現地の旅行会社やトラベルアドバイザー等を対象に、ネットワーキングイベントを10月下旬から11月下旬頃に1回以上開催すること。
 - ・ 伊勢志摩地域の宿泊、体験、移動手段等の滞在コンテンツだけでなく、地域の滞在価値等の情報も発信し、認知・関心の獲得と新たなコネクションの形成による送客機運の醸成を図ること。
 - ・ ネットワーキングイベント開催以外にも、JNTO等の主催するイベントや商談会に1開催以上は参加し、新たなコネクションの形成を推進すること。
 - ・ イベントの開催後は、参加者からのフィードバック等をレポートにまとめ、報告書を作成すること。
- ③ 具体的な誘客に向けた複層的の整備支援の実施
- アメリカ現地から伊勢志摩地域への高付加価値旅行者の誘客を具体的に推進するにあたり、その阻害要因を分析の通じ、必要とされる整備支援を検討すること。検討した支援を発注者と協議の上、アメリカ現地または伊勢志摩地域のいずれか、もしくは両方で実施すること。
- ④ 実施結果の報告と分析
- ・ 契約締結後2週間以内に、「①」から「③」の実施計画書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
 - ・ 履行期間末日までに、「①」から「③」の実施結果及び成果をまとめた業務報告書を作成し、発注者に対して提出と概要の説明を実施すること。
- (6) 財産及び著作権
- 本業務によって取得した一切の財産・著作権は観光庁に属するものとする。成果品等に、受託者の有する知的財産権（著作権、技術、情報等を含む。）が含まれる場合、権利は受託者に留保されるが、発注者は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- 原則、本業務によって取得した情報及び資産は、第三者による二次利用をしないこととするが、本事業は観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」を財源としているため、その成果は観光庁に開示する義務がある。
- (7) 成果品及び提出期限
- 次の成果品を、履行期間末日までに発注者へ納入するものとする。
- 1 業務報告書（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一部
 - 2 ウェルビーイング滞在コンテンツ支援で作成した、商品タリフ等PR資料 一式
 - 3 その他業務で作成した資料（校了済PDF、Microsoft データ等二次加工可能なもの）一式
 - 4 交通費に関する証憑の電子データ（PDF）
 - ・ 航空券・新幹線・在来線特急券領収書（新幹線・在来線の乗車券分は不要）
 - ・ 搭乗券半券又は搭乗証明書（航空券使用時のみ）
 - ・ 高速料金・車両燃料費の領収書等

※電子データは、Microsoft Windows 11 上で表示可能なものとする。

(8) 支払の方法

本業務の委託料のうち、2分の1相当額（上限金額 6,500,000 円）については発注者が負担し、残る2分の1相当額（上限金額 6,500,000 円）については観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局（以下、「事務局」という。）を通じて支払われるものとする。支払時期は発注者及び事務局と協議の上、調整を行うが支払いタイミングに5～10営業日程度の差異が発生する可能性がある。なお、発注者負担分については、三重県からの補助金を財源として充当する予定である。別途、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」を参照の上、必要帳票等を整理すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び疑義が生じた場合は、その都度発注者及び受注者が協議し定めるものとする。

その他委託内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が相談を行い決定する。